

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

99/09/20 Vol. 11 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362

印西市議会/平成 11 年度第 3 回定例会報告 (1)

いつもお世話になっております。現在、定例議会は休会中です。
残り 1 日 (22 日 / 水曜日) となりました。

9/6 (月曜日) に、個人質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

1 . 情報公開制度の現状と今度のあり方について

次回以降の「みどりみらい」にて現状までの進捗具合、執行部の答弁等、
詳細に報告したいと思います。(現在、まとめておりますのでお待ち下さい。)

2 . 高校問題について

(質問内容) 建設促進対策本部は、具体的にどのようなメンバーで構成され、現状ど
のような活動をされているのか。また、近隣の町村との協力関係を含め、具体的にどのよ
うな活動をされていくのかを例をあげてご提示下さい。

(回答 / 市長) 建設促進対策本部は、市長、助役、教育長、収入役、各部部長、
と企画調整課長で組織され、目的はニュータウン区域内に高校の建設を促進することであ
る。その活動内容は、高校の建設のための誘致や要望に関すること、その他促進の為に必
要と思われることであり、組織をあげて取り組む考えである。最近、8/17 には本部長会議
を開催し、白井町、印旛村、本埜村と共同歩調をとって、(仮称) 千葉ニュータウン地域高
等学校建設促進期成同盟の設立準備についてを議題としている。これに先立ち、7/29 には
各町村の担当課長会議を開催し、この件についてはおおむね了解を得ている。
当面は近隣の町村と協力し、(期成同盟の) 設立にむけて努力して行く。

という答弁をいただきました。

さらに私からの再質問で「市民からの署名等の要請があれば責任をもって行動できるか」
の問いには、市長は自ら、「市民みな強い協力によってこの問題の解決をはかりたい」と
即時に答弁されております。

高校誘致活動に関しては、地元の強い熱意があれば、千葉県の政策 / 高校建設凍結を変え
ることもできるのです。佐原市を中心に行ってきた継続的で熱心な活動では成果があがっ
ています。この問題は、市当局の努力の範囲で解決可能な都市づくりの在り方の問題なの
です。いまこそ、この高校問題の解決を図るために市民みなで高校誘致をしようでは
ありませんか。まちづくりを皆で考え、印西の将来の為に。

3 . 牧の原駅圏の活性化について

紙面の都合で、次回の「みどりみらい VOL12」(9 / 27 発行予定) にて現状までの進捗
具合、執行部の答弁等、詳細に報告したいと思います。(現在、まとめておりますのでお待
ち下さい。) - 期待されるような回答は得られませんでした。

他の議員から提出された主な「質問」について

- * 地方分権一括法案成立について
- * 児童館の今後について
- * 印西市総合計画について
- * 介護保健条例の制定について
- * 千葉ニュータウン中央駅北ショッピングセンターについて
- 他

9月定例会以前に私が所属する2つの委員会が開催されております。
ご報告が遅れましたが、その内容をご連絡致します。

「住居表示審議会」が開催されました。

8月19日(木曜日)に住居表示審議会が招集され、委員への委嘱式が合わせてとり行なわれました。この住居表示審議会とは、地方自治法260条、および印西市住居表示審議会条例により設置されるもので、市内に区域を新たに作り、その名称を変更しようとするときに招集されるものです。具体的には「千葉ニュータウン」内の町名変更の際に変更事務を行うもので、例えば、西の原1-3丁目に関してもこの審議会での名前が検討され決定されたものです。(H5.4.27決定/昔の字である「原」の面積がもっとも広く「原」の西側に位置するからというのがこの地名の決定事由です。)

今後は造成中の地区や既存地区においても地名が変更されていない地区についての検討を行っていく予定となっております。(例えば、ニュータウン中央駅南北の地名や今後入居が行われる予定の鹿黒地区についての審議を行ってまいります。)

「環境審議会」も開催されました。

住所審議会と同日午後「環境審議会」も開催されました。
この環境審議会では環境審議会条例にのっとり、環境の保全に関する基本的事項について調査審議いたします。
今回の審議会では、「印西市環境基本条例(平成11年3月19日公布)」と「印西市環境保全条例(平成11年3月19日公布)」に基づき、実際の施行にあたっての「施行規則」についての議論が交わされました。

参考)基本条例の目次

- 第1章 総則
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策等
- 第3章 地球環境保全の推進
- 第4章 環境の保全の推進体制等

参考)保全条例の目次

- 第1章 総則
- 第2章 生活環境の保全等に関する施策
- 第3章 生活環境の保全等に関する措置等
 - 第1節 地質の保全等に関する規則等
 - 第2節 騒音または振動の規制に関する措置
 - 第3節 悪臭等の防止に関する措置
- 第4章 雑則
- 第5章 罰則

この施行規則は10月1日(金曜日)から施行されます。
詳細については市役所 市民経済部生活環境課までお問い合わせ下さい。

定例議会終了後、第2回市政報告会を行います。(時期//10月下旬予定. 場所/未定)
多くの方の参加をお待ちしております。
(紙面では報告しきれない事項があります。また、市政へ皆様の声をできる限り伝えて行きたいと考えておりますので、お気軽にご参加ください。)